

3 喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育の指導場面及び内容

(1) 保健学習における指導

学習指導要領の内容に基づき、教科の年間指導計画に位置付けて指導する。その際、児童生徒の発達の段階を踏まえ、校種間の接続を考慮することが大切である。

小学校6年生→「病気の予防」 【概ね1時間～2時間】

中学校3年生→「健康な生活と疾病の予防」 【概ね2時間～3時間】

高校入学年次→「健康の保持増進と疾病の予防」 【概ね3時間～4時間】

(2) 関連教科における指導

各教科の学習内容と関連付けて指導する。その際、教科としての学習のねらいを明確にして学習を進めることが大切である。

＜関連教科の例＞

- 理科：消化・吸収、血液の循環と喫煙や飲酒が体に及ぼす影響
- 社会科：個人と社会生活において、薬物乱用という社会のルールを破ることの悪影響やインターネットの普及と薬物乱用問題
- 技術・家庭科：幼児の発達と家族において、幼児の過ごす環境の受動喫煙の問題

(3) 道徳における指導

各教科及び特別活動と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合する。また、生徒の道徳的心情を豊かにし、道徳的判断を高め、道徳的実践意欲と態度の向上を図ることを通して、道徳的実践力を育成する。これらの指導において、自己理解を深め、自己の尊厳への気付きから自尊感情を高めること、自分の目標や価値観を明らかにすることなど、適切な意志決定ができるようにすることが大切である。さらに、法や規則が必要であることの理解や守るべき正義と目指すべき社会について考えさせることも重要である。

- 「1 主として自分自身に関する事」… 「(1) 望ましい生活習慣、節度と節制」
「(3) 自立の精神、自主的な判断」
「(5) 自己理解と自己実現」
- 「4 主として集団や社会とのかかわりに関する事」… 「(2) 法やきまりの意義、権利と義務、社会の規律」

(4) 総合的な学習の時間

総合的な学習の時間は、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題について学習テーマを設定して取り組む。数時間の単発的な取り上げ方ではなく、健康にかかわる危険行動の防止の一貫としてまとまった時間を確保し、児童生徒の自主的な学習活動を展開することによって、より成果を上げることができる。すなわち、全体を見通した健康教育として展開することが大切である。